

新型コロナウイルス感染症への対応について

2021年5月7日

学生のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国の「緊急事態宣言」が東京都、京都府、大阪府、兵庫県に発出され、「まん延防止等重点措置」が宮城県、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、沖縄県に適用されており、ともに5月11日までの予定ですが、現在、期間の延長や対象地域の拡大が検討されている状況です。また、石川県は独自の非常事態宣言を5月6日に発出しました。

石川県が独自の非常事態宣言を発出した現状に鑑み、「金沢美術工芸大学の新型コロナウイルス感染症防止に関する活動指針」を5月7日付で改訂しました。警戒レベルは「3」、《プランB》で教育等を実施します。本学ホームページ掲示の「活動指針、をご確認ください。

現時点で、授業をはじめ学事に変更はありませんが、特に下記のことをお伝えします。

■「緊急事態宣言」が発出されている都府県や「まん延防止等重点措置」が適用されている地域への不要不急の移動は自粛してください。

やむをえない事情がある場合は、担任教員と相談してください。

■今後、警戒レベルが「4」となった時点で、学生による学内の「正課外使用」を禁止します。また、警戒レベルが「3」のままであっても感染状況によって禁止する場合があります。

そして、あらためて下記のことを徹底しましょう。

■各自の安全確保と周囲への感染拡大防止のため、次の対策を徹底してください。

- うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な感染症対策に努めること
- 日常生活において、密閉・密集・密接を回避すること
- 体温測定を含む「健康管理シート」への記録（毎日）を行うこと

■次の1～3にあたる事態が発生した場合は、周囲への感染拡大防止に向けて早期に対応できるよう、必ず、速やかに、担任教員へ連絡してください。

1. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合
2. 濃厚接触者に特定された場合
3. 感染が疑われる症状があり医療機関を受診しPCR検査を受ける場合

※「濃厚接触者」は保健所が特定することと定められており、保健所は国立感染症研究による「濃厚接触者の定義」を基本として個別に特定しています。（国立感染症研究所 HP=<https://www.niid.go.jp/>）

■上記の1～3にあたる事態が発生した場合、授業を「公欠」の扱いとするなど、教育上の配慮を十分に行いますので、安心して大学を休むとともに、2と3であっても自宅待機してください。必ず、速やかに、担任教員へ連絡してください。

また、直近の行動履歴等を控えておいてください。

速やかな連絡が、周囲への感染拡大防止において、極めて重要です。

以上、学生のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

学長 山崎 剛